

# 【重要】

2020年8月21日

学生の皆さんへ

## 新型コロナウイルス感染症に係る 体調不良者への対応と出席停止の取り扱いについて

### 1. 出席停止のケースについて

次のケースにあてはまる場合は、登校することができません。その旨を電話等で保健室、学生課あるいはアドバイザー等に連絡をしてください。授業期間中においては、「やむを得ない事由による欠席」として取り扱います。

- Case 1** 37.5度以上の発熱や風邪症状や消化器症状、味覚・嗅覚異常など何らかの自覚症状がある場合
- Case 2** 感染者となった場合
- Case 3** 濃厚接触者となった場合
- Case 4** 同居する家族等が濃厚接触者となった場合

※ 同居者（家族や知人等）に発熱や何らかの症状があっても学生本人に症状がなければ、出席停止の対象にはなりません。本人等の意志で欠席する場合は通常欠席として取り扱います。

### 2. 登校後に体調不良となった場合の対応について

- 保健室職員が、1)現在の体温、2)どのような症状か、3)症状はいつからか、4)同居家族等の状況はどうかを確認します。
- コロナ禍においては、学内での感染リスクを可能な限り低減するため、原則としてすべての体調不良について、新型コロナウイルスの感染疑いとして取り扱います。
- 直ちに早退して医療機関を受診していただきます。保健室での休養はできません。
- 体調不良により欠席した当日分の授業については、「やむを得ない事由による欠席」として取り扱います。
- 6号館1階の通路は、保健室または学生総合支援室に用事がある方のみ通行可能です。

### 3. 受診に関する留意事項

- 医療機関に電話で相談すること。場合によっては、居住地自治体の相談窓口ご連絡してください。
- 受診するか受診しないか、必ず教務課に連絡してください。
- 受診する場合は、診察後に医師に「翌日以降の登校の可否」について必ず確認し、その旨を教務課に報告する必要があります。出席停止期間については、教務課から指示を受けてください。
- 受診しなかった場合は、通常の欠席となります。
- 受診や欠席対応についてのご相談は、教務課までご連絡ください。